

要件 1 (現在 ⇔ A 2等級以上の差)

「現在 (9月) の標準報酬月額」 300千円 (22等級)

「A」7月の昇給に基づく通常の方法で算出した標準報酬月額

$$(31万円 + 11万円 + 31万円 + 12万円 + 31万円 + 10万円) \div 3 = 42万円$$

⇒ 標準報酬月額 410千円 (27等級)

要件 2 (A ⇔ B 2等級以上の差)

「A」 410千円 (27等級)

「B」 ①昇給月以降の固定的賃金の月平均額

$$(31万円 + 31万円 + 31万円) \div 3 = 31万円$$

②昇給月以前の9か月および昇給月以後の3か月に受けた非固定的賃金の月平均額

$$(1万円 + 1万円 + 1万円 + 11万円 + 12万円 + 10万円) \div 12 = 3万円$$

① + ② = 34万円 ⇒ 標準報酬月額 340千円 (24等級)

要件 3

業種や職種の性質上、例年この3か月が繁忙期に当たり、残業手当等が他の期間と比べて多い。

要件 4 (現在 ⇔ B 1等級以上の差)

「現在 (9月) の標準報酬月額」 300千円 (22等級)

「B」年間平均を用いた随時改定による標準報酬月額 340千円 (24等級)

等級・標準報酬月額	要件 1	要件 2	要件 3
②7 410,000円	「A」↑	「A」↑	
②6 380,000円		2等級以上差	
②5 360,000円			
②4 340,000円	2等級以上差	「B」↓	「B」↑
②3 320,000円			1等級以上差
②2 300,000円	現在↓		現在↓

7月の昇給により、随時改定に該当。

通常の随時改定では10月から410千円になるが、要件すべてを満たしているため、保険者算定の対象となり340千円に改定。

注意

この取り扱いは、例年、特定の時期に残業が多くあるなど、非固定的賃金が通常の時期より多く支払われた場合に、固定的賃金が増加した場合等について措置するもので、単に固定的賃金が大きく増減し、その結果、通常の随時改定の方法により算出した標準報酬月額と、年間平均の方法により算出した標準報酬月額との間で2等級以上差が生じる場合は、対象外となります。

2. 手続き

年間平均を用いた随時改定（保険者算定）を申し立てるときは、当健康保険組合および日本年金機構（年金分）に対して、次のすべての書類を提出する必要があります。

- ① その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書
⇒ 「[年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）](#)」
- ② -1 保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書
- ② -2 昇給月または降給月以降の継続した3か月の間に受けた固定的賃金と、昇給月または降給月前の継続した9か月および昇給月または降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金等を記載した書類
⇒ 「[被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較および被保険者の同意等（随時改定用）](#)」

※ **上記申立書および同意書等は、日本年金機構ホームページから印刷し、必要事項を記入し作成してください。**

※ 月額変更届の備考欄には、「年間平均」と附記してください。

注意

事業主は、年間平均を用いた随時改定に該当する場合でも、必ずしも申立書を提出する必要はありません（申立ては任意）。なお、申立てをしない場合は、通常の随時改定の方法により標準報酬月額を決定します。

また、事業主が申し立てるには、被保険者に不利益が生じないよう被保険者の同意が必要となりますが、被保険者が同意しなかった場合は、その被保険者については、通常の随時改定の方法により標準報酬月額を決定します。